

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1章【株式会社北都銀行に対する同意内容】

本同意条項は＜北都＞ブライトワンカード会員規約（以下「本規約」という）の一部を構成します。

第1条（個人情報の収集・保有・利用等）

1. 会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当行との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑦の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当行が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。

①申込み時若しくは入会後に会員等が申込書等に記入し若しくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当行届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、ならびにお電話等でのお問合せ等により当行が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）

②会員のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、IDその他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報（クレジットカード利用可能加盟店等から当行が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という）

③会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報

④お電話等でのお問合せ等により当行が知り得た情報

⑤当行での取引時確認状況

⑥当行が適法かつ適正な方法で収集した住民票等公的機関が発行する書類に記載されている事項

⑦官報や電話帳等の公開情報

⑧会員等のインターネット（アプリ、アフィリエイトサイトを含む）上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報（IPアドレス等）等

⑨本項各号に定める情報に付帯する個人関連情報（第三者から提供を受け個人データとなる個人関連情報を含む）

2. 会員は、当行が下記の目的のために前項の①②③④の個人情報を利用することを同意します。

①当行のクレジットカード関連事業（キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ）における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス

②当行のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発

③当行のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動

④当行が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当行の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付

⑤当行が認めるクレジットカード利用加盟店等その他地方公共団体等および当行の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に係るデータを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること（個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る）

※なお、上記の当行の具体的な事業内容については、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの掲載、最寄の支店窓口でのポスター掲示等）によってお知らせします。

3. 会員等は、当行が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。

第2条（個人情報情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）は、当行が、本規約に係る取引上の判断にあたり、当行が加盟する下記の個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む。）が登録されている場合には、当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、当行がそれを与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。但し銀行法施行規則第13条の6の6等、割賦販売法第39条、貸金業法の法令等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）の目的に限り、それを利用することに同意するものとします。

2. 本会員等は、加盟信用情報機関により定められた情報が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、登録された情報が加盟信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関およびそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約に係る申込みをした事実	当行が個人情報情報機関に照会した日から6カ月間
③本規約に関する客観的な取引事実※2	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後（完済していない場合は完済後）

	5年間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	株式会社日本信用情報機構への登録：譲渡日から1年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 上記「本規約に関する客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等（解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む）となります。

＜加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

○名 称：株式会社シー・アイ・シー

（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所 在 地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp>

○名 称：全国銀行個人信用情報センター

所 在 地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

＜提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

○名 称：株式会社日本信用情報機構

所 在 地：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp>

※全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シー、株式会社日本信用情報機構は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います（当行では行いません）。

第3条（繰上返済時の残高の開示）

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてATM等で繰上返済の手続の全部または一部（手続が途中で中止された場合を含みます）を行う場合、当行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高（当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額）を開示することに同意します。

第4条（個人情報の預託）

会員等は、当行が当行の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含む）する場合に、当行が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。

第5条（利用の中止の申出）

会員は、第1条第2項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、当行、個人情報情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

①当行に開示を求める場合には、第10条第1項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当行所定の方法（インターネットの当行ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡してください。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第7条（会員契約が不成立の場合）

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込をした事実は、第1条1項に定める目的および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条（退会後または会員資格取消後の場合）

本規約第23条に定める退会の申し出または本規約第22条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第9条（規約等に不同意の場合）

当行は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承認できない場合、入会をお断りすることや退会の手続きをとることがあります。但し、第1条第2項に同意しない場合でも、これを理由に当行が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

第10条（個人情報に関するお問い合わせ）

1. 第5条に定める中止のお申出及び、個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は下記の当行お客さま相談室までお願いします。

＜お客さま相談室＞（責任者：お客さま相談室長）

〒010-0001 秋田市中通三丁目1番41号

電話番号 0120-491044

第11条（同意条項の位置付け及び変更）

1. 本同意条項は＜北都＞ブライトワンカード会員規約の一部を構成します。
2. 本同意条項は当行所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

個人情報の共同利用について

当行は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当行ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））は、次の①に規程する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明あるいは虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、いっさい私の責任といたします

①貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の（１）から（２）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

（１）自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加えることをもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

②自らまたは第三者を利用して次の（１）から（５）までのいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

（１）暴力的な要求行為 （２）法的な責任を超えた不当な要求行為 （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為 （５）その他前記（１）から（４）に準ずる行為

第2章【フィデアカード株式会社に対する同意内容】

本同意条項は、＜北都＞ブライトワン保証委託約款（以下「保証約款」といいます。）の一部を構成します。

第1条（保証会社における個人情報の収集・保有・利用等）

会員等は、フィデアカード株式会社（以下「保証会社」といいます。）が、保証約款に基づく保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、下記1項と2項の個人情報を、保証会社が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利

用することを含むものとします。

1. 保証依頼時に会員等が＜北都＞ブライトワン保証依頼書（兼保証委託契約書）に記入し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の情報（以下総称して「氏名等」といいます。）、保証約款に基づき届出られた情報および電話等での問合せ等により保証会社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」といいます。）

2. 官報や電話帳等の公開情報

第2条（個人信用情報機関への照会、登録および利用）

1. カードの本会員および本会員の予定者（以下、総称して「本会員等」といいます。）は、保証会社が保証約款に係る取引上の判断にあたり、保証会社が加盟する下記の個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に当該情報を提供することを業とする者。以下「加盟信用情報機関」といいます。）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、本会員等の情報（当該各機関の加盟会員によって登録される契約内容、返済状況等の情報の他、当該各機関によって登録される不渡情報、破産等の官報情報等を含む、下表の「登録情報」記載の情報で、その履歴を含む。）が登録されている場合には、当該取引時および契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、当行がそれと与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。但し銀行法施行規則第13条の6の6等、割賦販売法第39条、貸金業法の法令等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。以下同じ。）の目的に限り、それを利用することに同意するものとします。

2. 本会員等は、加盟信用情報機関により定められた情報が当該機関に下表の「登録期間」に定める期間登録されること、並びに、登録された情報が加盟信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力に関する調査のため利用されること、に同意するものとします。

3. 本会員等は、前項の情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関およびそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意するものとします。

＜保証会社が加盟する個人信用情報機関の名称・所在地・電話番号＞

名 称	所 在 地	電話番号	ホームページアドレス
株式会社 シー・アイ・シー （割賦販売法に基づく 指定信用情報機関）	〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト	0120- 810- 414	http://www.cic.co.jp
全国銀行個人信用情報 センター	〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1	03- 3214- 5020	http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html
株式会社日本信用情報 機構	〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル5号館	0570- 055- 955	http://www.jicc.co.jp

※株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。

※全国銀行個人信用情報センターは、主に銀行、信用金庫などの金融機関や、銀行系カード会社を加盟会員とする個人信用情報機関です。

○当行若しくは保証会社が契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

○上記の個人信用情報機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。

なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関にて行います（当行および保証会社では行いません）。

<登録される情報とその期間>

	KSC	CIC	JICC
①氏名、生年月日、性別、住所※1、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		
②本規約に係る申込みをした事実	当行が利用した日より1年を超えない期間	当行が利用した日より6カ月を超えない期間	当行が利用した日より6ヶ月を超えない期間
③本規約に係る客観的な取引事実※2	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後（完済していない場合は完済後）5年を超えない期間	契約期間中及び契約終了後1年を超えない期間
⑤債権譲渡の事実に係る情報	—	—	譲渡日から1年を超えない期間

4. 上記3. に記載されている当行が加盟する個人信用情報機関に登録する情報は下記のとおりです。

（1）株式会社シー・アイ・シー

①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等

②契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、等。

③利用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。

（2）全国銀行個人信用情報センター

①氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報。

②借入金額、借入日、最終返済日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、

強制回収手続き、解約、完済等の事実を含む）。

③当行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込みの内容等。

④不渡り情報。

⑤官報情報。

⑥登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨。

⑦本人確認資料の紛失・盗難等の本人申告情報。

第3条（個人情報の第三者からの提供）

1. 銀行から保証会社に提供される個人情報

（1）会員等は、会員等に関する下記①から⑦の個人情報を、保証会社における保証申込の受付、資格確認、保証審査、保証の決定、保証取引の継続的な管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、当行が保護措置を講じた上で保証会社に提供することに同意するものとします。なお、保証債権の継続的な管理には、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用することを含むものとします。

①会員等のカードの利用に関する申込日、契約日、利用店名、商品名、契約額、支払回数等の利用状況および契約内容に関する情報（以下、「契約情報」といいます。）

②会員のカード利用残高、支払い状況等、会員規約に基づき発生した客観的取引事実に基づく信用情報

③会員等からの電話等で問合せ等により当行が知り得た情報

④会員等の銀行における預金・投資信託・ローン等の内訳およびその残高情報・返済状況等の取引情報

⑤会員等の当行における本人確認情報および与信評価情報

⑥会員等の当行における延滞情報を含む返済に関する情報、交渉経緯等の取引および交渉履歴情報

⑦その他当行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

（2）会員等は、第4条1項にある代位弁済前の個人情報を、代位弁済後においても同様、当行が保証会社に提供することに同意するものとします。

第4条（個人情報の第三者への提供）

1. 保証会社から銀行に提供される個人情報

会員等は、会員等に関する下記①から③の個人情報を、当行における保証審査結果の確認、保証取引の状況の確認、代位弁済の完了の確認のほか、カード入会申込および他の与信取引等継続的な取引に関する判断およびそれらの管理、加盟する個人信用情報機関への提供、法令等や契約上の権利の行使や義務の履行、取引上必要な各種郵便物の送付、金融商品やサービスの各種提案、その他会員等との取引が適切かつ円滑に履行されるために、保証会社より当行に提供されることに同意するものとします。

①保証会社での保証審査の結果に関する情報

②保証会社における保証債権の管理に関する与信評価情報

③銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報

2. 保証会社から債権回収委託、譲渡、証券化等に伴い第三者に提供される個人情報

保証履行に伴う求償債権は、債権回収の委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等の形式で、他の事業者にも内容の開示または移転がなされることがあります。会員等は、その際会員等の個人情報が当該債権の

回収委託あるいは債権譲渡ならびに証券化等のために必要な範囲で、金融機関、債権管理回収会社、その他金融業務・債権回収業務を営むもの、または特定目的会社等に提供され、債権管理や回収等の目的のために利用されることに同意するものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員等は、保証会社、信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。

（1）保証会社に開示を求める場合には、第9条記載の窓口連絡するものとします。保証会社は開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細を回答するものとします。また、開示請求手続は、保証会社所定の方法（インターネットの保証会社ホームページへの常時掲載）でもお知らせします。

（2）個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の連絡先へ連絡するものとします。

2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第6条（会員契約が不成立の場合）

保証契約が不成立の場合であっても、会員等が保証を依頼した事実は、第2条に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはないものとします。

第7条（規約等に不同意の場合）

保証会社は、会員等が保証委託に必要な記載事項の記載を希望しない場合および保証約款の内容の全部又は一部を承認できない場合、保証をお断りする場合があります。

第8条（本重要事項の変更）

本重要事項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

第9条（個人情報に関する問合せ先）

第5条に定める個人情報の開示・訂正・削除等については、下記の窓口にて受付られます。

＜フィデアカード株式会社（保証会社）の問合せ窓口＞

〒010-0001 秋田市中通三丁目1番34号

フィデアカード株式会社 秋田営業部

電話番号 018-835-4445

ホームページアドレス<http://www.hokutocard.co.jp>

（2021年10月改定）